

## 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定方針(案)

## 1. 計画策定の目的

- ・寝屋川市は、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」や保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」のもとで、「寝屋川市障害者長期計画」を基本方針とする障害者施策を推進しています。
- ・また、「寝屋川市障害福祉計画・障害児福祉計画」を、障害者長期計画を具体的に推進するための計画としても位置づけて、現行計画は、第3次障害者長期計画と第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を一体的に策定し、自立支援協議会や市内連絡会を通じて連携を図りながらP D C Iサイクル(※)の考え方に沿って取り組むことで、計画的、体系的に事業・活動等を推進しています。
- ・この間、わが国では、社会保障制度改革の方向性として「地域共生社会の実現」や「全世代型社会保障への転換」が示され、社会保障制度全般の見直しを行いつつ、すべての主体が“わがごと”として参画して地域や暮らしをつくっていくよう、地域を基盤とした包括的な支援体制を、公と民、制度の枠などを越えて構築していくことが求められています。また、国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)も、まちづくりをすすめるうえでの重要な視点となっています。
- ・平成30年度にスタートした国の障害者基本計画でも、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することが基本理念として掲げられ、施行から3年が経過し見直しが予定されている障害者差別解消法もふまえ、一人ひとりがいっそう“自分らしく”生活するための障害者支援を推進していく必要があります。
- ・寝屋川市は、平成31年4月に中核市に移行し、市保健所や社会福祉審議会の設置、社会福祉法人等の認可や指導監査の拡大などを通じて、市民ニーズにいっそう迅速・的確に対応した、特色のある施策を推進しています。そのなかで、「選ばれるまち」をめざし、住民の福祉の増進と基本としつつ、子育て世代の誘引する施策を重点化する、成長戦略型の新たな総合計画の検討をすすめています。
- ・あわせて、新型コロナウイルスによる感染症の影響により、日常的に必要なサービスの利用や社会参加が十分にできないことによる生活上の支障や経済的、社会的な問題も生じており、状況に応じた対応を行うとともに、感染症の予防やいざというときに的確に対応できる支援体制の構築なども検討していく必要があります。
- ・こうした状況に対応するため、取り組みの成果や新たな課題をふまえるとともに、本年度に改訂される総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画との整合性も図りながら、次期の障害福祉計画・障害児福祉計画を策定します。

(※) 計画(Plan) → 実行(Do) → 点検(Check) → 改善・改革(Innovation)を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

## 2. 計画の位置づけ

- ・この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく障害福祉計画と、児童福祉法（第33条の20）に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものであり、国や府が示す基本指針や寝屋川市の状況をふまえて策定します。
- ・寝屋川市では、障害福祉計画・障害児福祉計画を、障害者基本法（第11条）に基づいて策定した障害者長期計画を具体的に推進するための計画と位置づけており、「障害者支援の推進方向」の実現に向けて計画期間内に取り組むことを定めます。
- ・障害のある人の幅広いニーズに対応するため、まちづくりの多様な取り組みや各種施策等と連動させて障害者支援を推進するよう、寝屋川市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」と連動させるとともに、高齢、子育てなどをはじめとする他分野の計画との整合性にもいっそう配慮して策定するよう検討します。

### 国の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画基本指針の見直しのポイント

- ① 地域における生活の維持および継続の推進
  - ・地域生活支援拠点等の機能の充実
  - ・日中サービス支援型共同生活援助等を活用した地域移行の検討
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神病床退院後1年以内の平均生活日数（数値目標）の設定
  - ・依存症にかかる取り組み（連携体制、理解促進等）の実施
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行や工賃向上の取り組みのいっそうの促進
  - ・就労定着支援事業の利用促進と、安心して働き続けられる環境整備の推進
  - ・「地域共生社会」の実現に向けた農福連携の推進
  - ・大学生や高齢者に対する就労支援の実施
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
  - ・「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の推進
- ⑤ 発達障害者等支援のいっそうの充実
  - ・発達障害者等の家族等への支援体制の充実（ペアレントプログラム・レーニング等）
  - ・発達障害の診断等を専門的に行う医療機関等の確保の推進
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
  - ・難聴障害児の支援体制に取り組むしくみづくり
  - ・児童発達支援センター・障害児入所施設等の役割の明記
  - ・障害児入所支援での18歳以降の支援について協議する体制の整備
  - ・重症心身障害児・医療的ケア児のニーズの把握
- ⑦ 障害者による文化芸術活動の推進
- ⑧ 障害福祉サービスの質の確保
  - ・サービス事業者等への研修体制の充実、サービス提供の質について情報収集
- ⑩ 福祉人材の確保
- ⑪ その他
  - ・相談支援体制の充実強化、障害児通所支援と教育施策の連携

### 3. 計画の期間

- ・この計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定します。
- ・PDCIサイクルに基づいて計画を推進するよう、各年度の計画推進シートを作成し、障害者計画等推進委員会で評価を行いながら、自立支援協議会、庁内連絡会等を通じて関係機関や庁内関係課等が連携し、取り組んでいきます。

#### 計画の期間

平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	→
第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			→ 第7期計画へ
第3次障害者長期計画						→ 第4次計画へ

### 4. 計画の策定方法

- ・この計画は、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」での意見交換をふまえて策定します。
- ・また、「寝屋川市自立支援協議会」の全体会、専門部会会議、ワーキング会議等の意見を、計画推進委員会での検討などに反映します。
- ・当事者のニーズを広く把握して計画に反映するため、アンケート調査やヒアリングを実施します。また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施します。
- ・多様な分野が連携した取り組みを計画に位置づけていくため、庁内連絡会・ワーキングを通じて、関係課等で協議します。

#### 計画策定のスケジュール（予定）

主な検討事項等 (月)	令和2年							令和3年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進捗状況等の現状分析	■	■	■							
ニーズ調査等の実施			■	■	■					
次期計画の検討課題の整理			■	■	■					
重点施策・成果目標の検討				■	■	■	■			
活動指標（見込量）の検討					■	■	■			
計画素案のとりまとめ						■	■	■		
パブリック・コメントの実施									■	
計画案のとりまとめ									■	■
計画推進委員会			○		○		○○			○

## 5. ニーズ調査について

### 【目的】

- ・計画策定にあたり、障害のある市民のニーズやご意見を幅広く把握するため、アンケート調査を実施します。

### 【対象者】

- ・障害福祉サービス等の支給決定者全員（約3,000人）
- ・上記以外の手帳所持者（約2,000人を障害種別や年齢ごとに割合を設定して抽出）

### 【実施方法】

- ・郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施します。

### 【調査内容】

- ・調査回収率が低下傾向にあることや、感染症の影響による混乱が残る市民や事業者の負担を軽減するよう、現行計画の進捗状況等に基づく現状分析などもふまえて調査内容を精査し、できるだけ設問数を絞りこむこととします。

### （考えられる調査項目）

- ・回答者の属性（年齢、障害や介護の状況、就学・就業の状況、住まいの状況など）
- ・生活の困りごとや不安（コロナウイルス感染症の影響も含め）
- ・情報や相談支援、障害福祉サービス等のニーズや課題
- ・療育支援、就労支援等のニーズや課題
- ・権利擁護支援（差別解消、虐待防止、成年後見等）のニーズや課題
- ・まちづくり（コミュニティ、バリアフリー、安全・安心等）に関するニーズや課題
- ・自由回答：さまざまなニーズや課題を把握